

## 届出情報の開示方法に係る基本的な考え方について

### 1. 開示請求先

何人も、主務大臣（経済産業大臣、環境大臣又は第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣）に対し、「ファイル記録事項であって、当該主務大臣が保有するもの」の開示請求を行うことができ（法第10条）、主務大臣は、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない（法第11条）。

したがって、開示請求は、主務大臣となっているすべての関係省庁（具体的には、経済産業省、環境省、内閣府（防衛庁）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）に対して行うことが可能である。

ただし、経済産業大臣及び環境大臣は、他の主務大臣あてに届け出られたものも含めて通知を受け、ファイル記録を行うこととされている（法第8条）ので、開示請求をしようとする者は、経済産業大臣又は環境大臣に請求すれば、すべてのファイル記録事項について開示を受けることができる。

### 2. 開示窓口の設定

経済産業省、環境省及びその他の関係省庁においては、国民からの開示請求を受け付ける適切な「P R T R データ開示窓口（仮称）」を各省庁に設置し、その場所等をホームページ等で明らかにする。具体的には、既存の行政情報公開窓口の活用も含め、各関係省においてそれぞれ検討する。

同窓口においては、対象事業所の名称・住所等を閲覧するファイルを設置する等、開示請求をしようとする者の便宜に資するよう努めることとする。

### 3. 開示媒体と提供するデータ形式

開示請求者は、事業所の名称等開示請求に係る事業所を特定する事項を明らかにする（法第10条）ことにより、例えば、特定の事業所や特定の物質に着目した事業所のデータ、全ての事業所のデータを請求することができる。また、データの開示について、用紙に出力したものの交付、フレキシブルディスクカートリッジ（FD）に複写したものの交付、光ディスク（CD-R）に複写したものの交付のうち、いずれかの方法を選択することができる。（施行令第8条）

なお、電子媒体による開示（上記及び）にあたっては、開示請求者による独自の集計・分析等に資するよう、CSV方式で提供することとし、特段の改ざん防止措置は講じないこととする。（さらに、の方法については、情報の検索機能の付与等についても検討する。）

（注）項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイルで、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きが可能。

#### 4．開示請求の方法

開示請求をしようとする者は、上記2．の「P R T Rデータ開示窓口（仮称）」に対して、開示請求書類及び必要な手数料を添えて、開示請求を行うものとする。その際、開示請求書類等を実際に持参するだけでなく、郵送による請求も可能とする。（施行令第8条第3項）

#### 5．手数料の納付方法

手数料の納付は収入印紙によることを基本とする（施行令第8条第2項）が、主務大臣が公示した場合は、現金で納付することができる（同条第2項ただし書き、施行規則第10条）。また、郵送の場合には郵便切手で納付するものとする（施行令第8条第3項）。

#### 6．手数料の額

以下のとおりの手数料を徴収する（施行令第8条）

(1)用紙に出力したものの交付	紙1枚につき20円
(2)FDに複写したものの交付	FD1枚につき80円+0.5メガバイト毎に260円
(3)CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき200円+0.5メガバイト毎に260円
(4)CD-Rにより、開示請求に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写したものの交付をする場合	CD-R1枚につき200メガバイトまでごとに890円 (注)

(注)仮に届出事業所数を3万ヶ所、1事業所の届出物質を平均5物質とすると、3万事業所のCSV形式でのデータ量は約36,000KBとなり、650MB容量のCD-R1枚においてすべてのデータが収納できる。

したがって、(4)の場合の手数料は、

200円(CD-R1枚分)+890円=1,090円となる。

#### 7．その他

インターネットを通じた開示請求/開示実施等については、手数料納付を伴う政府全体の検討状況を踏まえつつ、引き続き技術的な検討を続けるものとする。